

## 指導者に関する規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p style="text-align: center;">第 6 節 リフレッシュポイント</p> <p>(リフレッシュポイント)</p> <p>第 18 条 登録指導者(D級コーチ及びキッズリーダーを除く)は、リフレッシュ研修会の受講やチームの指導等を通じ、指導者としてのレベルアップに務めなければならない。また、所定の期間内にリフレッシュポイントを獲得しなければならない。</p> <p>2 必要ポイント数と獲得期間は下記のとおりとする。</p> <p>(1) S級コーチ：40ポイント/2年間</p> <p>(2) A級コーチジェネラル：40ポイント/4年間</p> <p>(3) A級コーチU-15：40ポイント/4年間</p> <p>(4) A級コーチU-12：40ポイント/4年間</p> <p>(5) B級コーチ：40ポイント/4年間</p> <p>(6) C級コーチ：40ポイント/4年間</p> <p>(7) フットサルA級コーチ：40ポイント/4年間</p> <p>(8) フットサルB級コーチ：40ポイント/4年間</p> <p>(9) フットサルC級コーチ：40ポイント/4年間</p> <p>3 サッカーとフットサル両方のライセンスを保有している指導者は、それぞれのライセンスについて必要なリフレッシュポイントを獲得しなければならない。</p> <p>(リフレッシュポイント獲得方法)</p> <p>第 19 条 リフレッシュポイントは、リフレッシュ研修会ポイントと指導ポイントから構成される。</p> <p>1. リフレッシュ研修会ポイント</p> <p>(1) リフレッシュ研修会の構成等は下記のとおりとする。</p> <p>① リフレッシュ研修会は、講義、実技及び指導実践の組み合わせで</p>	<p style="text-align: center;">第 6 節 リフレッシュポイント</p> <p>(リフレッシュポイント)</p> <p>第 18 条 登録指導者(D級コーチ及びキッズリーダーを除く)は、リフレッシュ研修会の受講やチームの指導等を通じ、指導者としてのレベルアップに務めなければならない。また、所定の期間内にリフレッシュポイントを獲得しなければならない。</p> <p>2 必要ポイント数と獲得期間は下記のとおりとする。</p> <p>(1) S級コーチ：40ポイント/2年間</p> <p>(2) A級コーチジェネラル：40ポイント/4年間</p> <p>(3) A級コーチU-15：40ポイント/4年間</p> <p>(4) A級コーチU-12：40ポイント/4年間</p> <p>(5) B級コーチ：40ポイント/4年間</p> <p>(6) C級コーチ：40ポイント/4年間</p> <p>(7) フットサルA級コーチ：40ポイント/4年間</p> <p>(8) フットサルB級コーチ：40ポイント/4年間</p> <p>(9) フットサルC級コーチ：40ポイント/4年間</p> <p>3 サッカーとフットサル両方のライセンスを保有している指導者は、それぞれのライセンスについて必要なリフレッシュポイントを獲得しなければならない。</p> <p>(リフレッシュポイント獲得方法)</p> <p>第 19 条 リフレッシュポイントは、リフレッシュ研修会ポイントと指導ポイントから構成される。</p> <p>1. リフレッシュ研修会ポイント</p> <p>(1) リフレッシュ研修会の構成等は下記のとおりとする。</p> <p>① リフレッシュ研修会は、講義、実技及び指導実践の組み合わせで</p>	

構成する。

- ② 講義とは、インストラクター又はインストラクターが指定した者がインストラクター立ち合いの元で行う座学形式の講習会方法をいう。
- ③ 実技とは、インストラクターが指導を行い、受講者がプレイヤーとして実技を行う講習会方法をいう。
- ④ 指導実践とは、受講者が指導を行う講習会方法をいう。
- ⑤ 講義、実技及び指導実践は、それぞれ1コマにつき2時間程度とする。
- ⑥ 実技又は指導実践を行う場合は、講義を併せて行う。

#### (2) リフレッシュ研修会受講ポイント

- ① 講義1回につき、5ポイントとする。
- ② 実技1回につき、5ポイントとする。
- ③ 指導実践1回につき、10ポイントとする。
- ④ 1日で行う講習会で付与できるリフレッシュポイントの合計は最大20ポイントとする。
- ⑤ 2日以上に渡って行う講習会で付与できるリフレッシュポイントの合計は最大40ポイントとする。
- ⑥ eラーニング1講座につき、5ポイントとする。なお、リフレッシュポイント獲得期間内にeラーニングで取得できるポイント数は最大10ポイントとする。

#### 2. 指導ポイント

指導ポイントの付与は、次のとおりとする。

##### (1) 付与対象の指導者

- ① 日本サッカー協会加盟チームの監督及びコーチ
- ② S級インストラクター
- ③ A級ジェネラルインストラクター
- ④ A級U-15インストラクター
- ⑤ A級U-12インストラクター

構成する。

- ② 講義とは、インストラクター又はインストラクターが指定した者がインストラクター立ち合いの元で行う座学形式の講習会方法をいう。
- ③ 実技とは、インストラクターが指導を行い、受講者がプレイヤーとして実技を行う講習会方法をいう。
- ④ 指導実践とは、受講者が指導を行う講習会方法をいう。
- ⑤ 講義、実技及び指導実践は、それぞれ1コマにつき2時間程度とする。
- ⑥ 実技又は指導実践を行う場合は、講義を併せて行う。

#### (2) リフレッシュ研修会受講ポイント

- ① 講義1回につき、5ポイントとする。
- ② 実技1回につき、5ポイントとする。
- ③ 指導実践1回につき、10ポイントとする。
- ④ 1日で行う講習会で付与できるリフレッシュポイントの合計は最大20ポイントとする。
- ⑤ 2日以上に渡って行う講習会で付与できるリフレッシュポイントの合計は最大40ポイントとする。
- ⑥ eラーニング1講座につき、5ポイントとする。なお、リフレッシュポイント獲得期間内にeラーニングで取得できるポイント数は最大10ポイントとする。

#### 2. 指導ポイント

指導ポイントの付与は、次のとおりとする。

##### (2) 付与対象の指導者

- ① 日本サッカー協会加盟チームの監督及びコーチ
- ② S級インストラクター
- ③ A級ジェネラルインストラクター
- ④ A級U-15インストラクター
- ⑤ A級U-12インストラクター

- ⑥ B級インストラクター
- ⑦ GK-A級インストラクター
- ⑧ GK-B級インストラクター
- ⑨ GK-C級インストラクター
- ⑩ JFAナショナルコーチングスタッフ
- ⑪ JFAナショナルトレセンコーチ
- ⑫ フットサルA級インストラクター
- ⑬ フットサルB級インストラクター
- ⑭ フットサルC級インストラクター
- ⑮ 上記以外で本協会技術委員会が認定したインストラクター
- ⑯ 47FAインストラクター
- ⑰ 47FAトレセンスタッフ

(2) 指導ポイント付与の条件

- ① 指導ポイントは20ポイントとする。なお、前号①から⑰のうち、複数の項目に該当している場合であっても、付与されるポイントの上限は20ポイントとする。
- ② 第18条2項に定めるリフレッシュポイント獲得期間内に1回限りポイントを付与することが出来る。なお、当該ポイントを、第25条2項に定めるライセンス復活時の不足リフレッシュポイントとして加算することはできない。
- ③ 前号①のポイントの付与は、チーム登録責任者が当該ライセンス保有者をコーチ登録することによって行う。
- ④ 前号②から⑮に定めるポイントの付与は、本協会が行う。
- ⑤ 前号⑯及び⑰に定めるポイントの付与は、都道府県サッカー協会が行う。
- ⑥ サッカーチームフットサル登録制度を利用するサッカーの第2種から第4種（これらと同一年代の女子種別チームを含む）種別の加盟チームに所属するフットサルライセンス保有者については、サッカー及びフットサル両方のライセンスについて、それぞれ20ポ

- ⑥ B級インストラクター
- ⑦ GK-A級インストラクター
- ⑧ GK-B級インストラクター
- ⑨ GK-C級インストラクター
- ⑩ JFAナショナルコーチングスタッフ
- ⑪ JFAナショナルトレセンコーチ
- ⑫ フットサルA級インストラクター
- ⑬ フットサルB級インストラクター
- ⑭ フットサルC級インストラクター
- ⑮ 上記以外で本協会技術委員会が認定したインストラクター
- ⑯ 47FAインストラクター
- ⑰ 47FAトレセンスタッフ

(2) 指導ポイント付与の条件

- ① 指導ポイントは20ポイントとする。なお、前号①から⑰のうち、複数の項目に該当している場合であっても、付与されるポイントの上限は20ポイントとする。
- ② 第18条2項に定めるリフレッシュポイント獲得期間内に1回限りポイントを付与することが出来る。なお、当該ポイントを、第25条2項に定めるライセンス復活時の不足リフレッシュポイントとして加算することはできない。
- ③ 前号①のポイントの付与は、チーム登録責任者が当該ライセンス保有者をコーチ登録することによって行う。
- ④ 前号②から⑮に定めるポイントの付与は、本協会が行う。
- ⑤ 前号⑯及び⑰に定めるポイントの付与は、都道府県サッカー協会が行う。
- ⑥ サッカーチームフットサル登録制度を利用するサッカーの第1種大学チームおよび第2種から第4種（これらと同一年代の女子種別チームを含む）種別の加盟チームに所属するフットサルライセンス保有者については、サッカー及びフットサル両方のライセンスについて、

サッカーチームフットサル登録制度に伴うフットサル指導者

<p>ントずつ付与できるものとする。但し、フットサルチームの指導によりサッカーライセンスのポイントを加算することはできない。</p> <p>[改正]</p> <p>2016年3月10日 2017年1月19日 2017年4月13日 2018年2月 8日 (2018年4月1日施行) 2019年4月11日</p>	<p>それぞれ20ポイントずつ付与できるものとする。但し、フットサルチームの指導によりサッカーライセンスのポイントを加算することはできない。</p> <p>[改正]</p> <p>2016年3月10日 2017年1月19日 2017年4月13日 2018年2月 8日 (2018年4月1日施行) 2019年4月11日 <u>2019年5月16日</u></p>	<p>ライセンス保有者への指導ポイント付与の追加</p>
--	--	------------------------------